

岩手県告示第864号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成28年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市大船渡町
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年8月1日から平成29年12月22日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点）